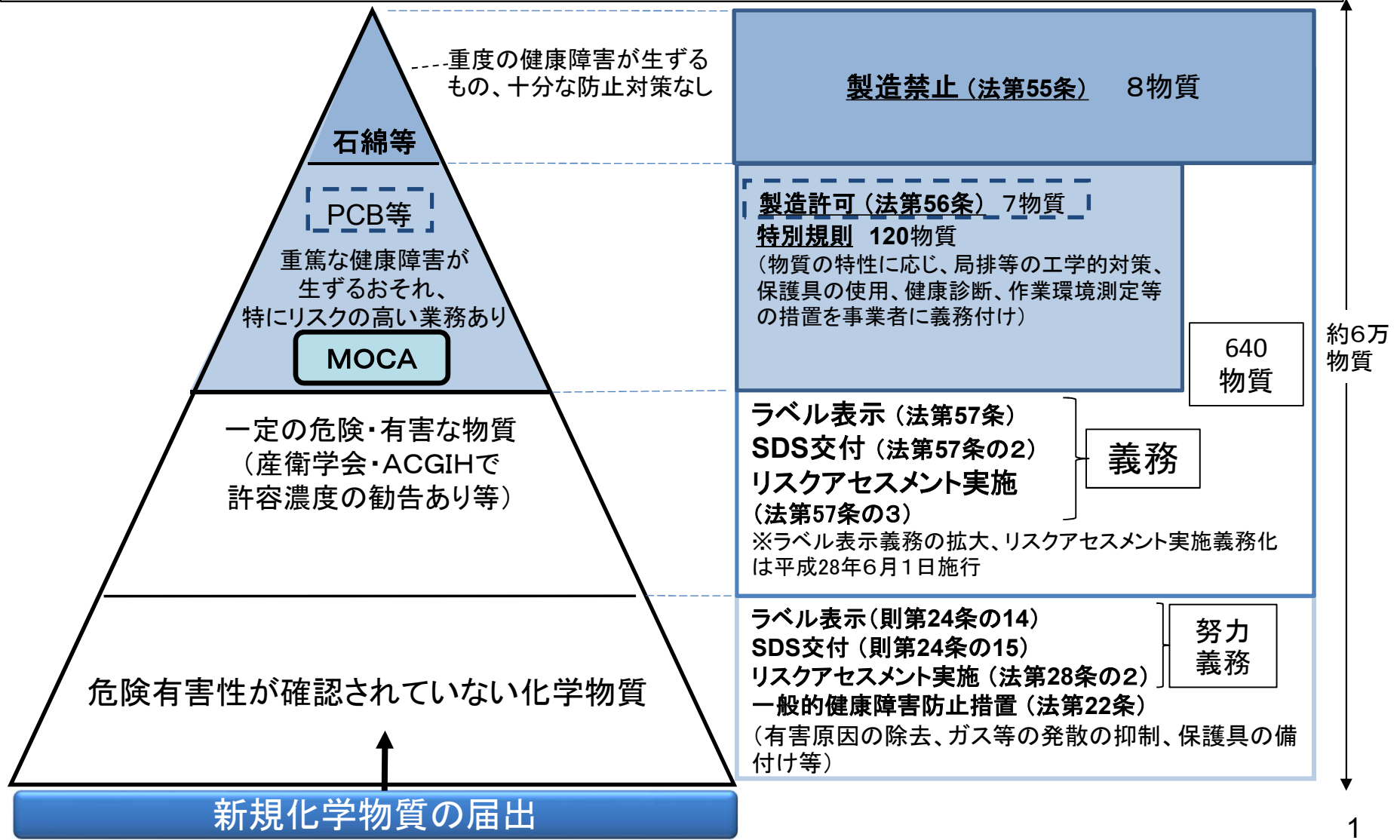


3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(略称 MOCA) に係る健康診断項目の見直し

特定化学物質(第2類物質)である「3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン」(略称 MOCA)に係る特殊健康診断の項目に膀胱がん等尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加する。



労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会の検討結果(概要)

特定化学物質障害予防規則(特化則)に規定されている3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)の健康診断について、MOCAの取扱い事業場における膀胱がん事案等を踏まえ、健康診断項目の見直しのための検討を行った。

現行の特化則では、呼吸器系の障害(腫瘍等)、消化器系の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための項目を規定しているが、検討の結果、尿路系の障害(腫瘍等)を予防・早期発見するための項目を加えるべきとされた。(平成28年10月31日開催)

(参考)対象物質の性質等

物質名	健康診断の実施状況	用途の例	性状と有害性
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン (略称 MOCA、MBOCA)	(平成27年) 実施事業場178 受診労働者数 2,024人	防水剤、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の硬化剤	・ 無色の結晶又は淡茶色のペレット ・ 融点110℃、沸点378.9℃ ・ IARC*¹による発がん性分類 1(ヒトに対して発がん性がある) ・ 経皮吸収性がある

*1 IARC:国際がん研究機関の略称。1以外の分類は、以下のとおり。
2A(おそらく発がん性がある)、2B(発がんの可能性がある)、3(発がん性について分類できない)、4(おそらく発がん性はない)

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○改正の趣旨・内容

3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目(尿中の潜血検査、膀胱鏡検査等)を追加する。

○施行期日

平成29年4月1日施行(予定)